

事務連絡  
令和4年12月19日

一般社団法人日本旅行業協会 御中

観光庁参事官（旅行振興）

### 従業員レクリエーション旅行の取扱いについて

日頃より観光行政へのご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

今般、従業員レクリエーション旅行に係る所得税（経済的利益）の取扱いにつきまして、国税庁よりタックスアンサーが公表されましたので、下記及び別紙のとおりご連絡いたします。

#### 記

従業員レクリエーション旅行については、昭和63年5月25日直法6-9（例規）、直所3-13「所得税基本通達36-30（課税しない経済的利益……使用者が負担するレクリエーションの費用）の運用について」（法令解釈通達）において、以下のとおりの取扱いとなっている。

使用者が、従業員等のレクリエーションのために行う旅行の費用を負担することにより、これらの旅行に参加した従業員等が受ける経済的利益については、当該旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、従業員等の参加割合・使用者及び参加従業員等の負担額及び負担割合などを総合的に勘案して実態に即した処理を行うこととするが、次のいずれの要件も満たしている場合には、原則として課税しなくて差し支えないものとする。

- (1) 当該旅行に要する期間が4泊5日（目的地が海外の場合には、目的地における滞在日数による。）以内のものであること。
- (2) 当該旅行に参加する従業員等の数が全従業員等（工場、支店等で行う場合には、当該工場、支店等の従業員等）の50%以上であること。

今般、同通達の具体的な取扱いについて、国税庁から、別紙のとおり、タックスアンサーが公表され、従業員の参加割合が50%未満である従業員レクリエーション旅行であっても、一定の場合には課税対象とならないことが改めて示されたことから、周知いたします。

つきましては貴団体加盟の旅行者者に対し、当該タックスアンサーの公表について、周知いただくようお願いします。

以上